

**改正**

平成19年9月10日規則第70号

足立区産業振興ホール条例施行規則を公布する。

足立区産業振興ホール条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、足立区産業振興ホール条例（平成17年足立区条例第76号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

**第2条** 条例第7条の規定により足立区産業振興ホール（以下「産業ホール」という。）の施設を使用しようとする者は、使用申請書（第1号様式）により区長に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、使用日の属する月の3月前（イベント・展示ホールについては12月前）の月の初日から使用日の前日までにしなければならない。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項に規定する申請期間の初日又は最終日が休館日に当たるときは、初日にあつては当該日の直後、最終日にあつては当該日の直前の休館日でない日をもって、その初日又は最終日とする。

(使用承認)

**第3条** 区長は、使用の承認を決定したときは、申請者に使用料を前納させ、使用承認書（第2号様式）を交付する。

2 前項の使用承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用の際、当該使用承認書を係員に提示しなければならない。

(使用料減額免除の申請)

**第4条** 条例第9条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条の申請の際、使用料減額免除申請書（第3号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額することができる。

(1) 区又は区が出資する公益法人が使用するとき。 10割

- (2) 官公署又は公共的団体が区とともに公益のために使用するとき。 10割
  - (3) 官公署又は公共的団体が公益のために使用するとき。 5割
  - (4) 区の後援を得て行う事業のために使用するとき。 5割
  - (5) 前各号のほか、区長が特に必要と認めるとき。 5割又は10割
- (使用料の還付)

**第5条** 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号のとおりとし、還付金の額は、使用者が前納した使用料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者の責任でない事由により使用できなかったとき。 10割
  - (2) 区長の必要に基づき使用承認を取り消したとき。 10割
  - (3) イベント・展示ホールにあつては使用日の1月前までに、会議室にあつては使用日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。 5割
  - (4) 前各号のほか、区長が特に必要と認めるとき。 5割又は10割
- (施設の変更等)

**第6条** 使用者は、条例第12条ただし書の規定により特別の設備を設け、又は変更を加えようとするときは、特別設備承認申請書（第4号様式）を提出し、区長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の規定による承認を受けたときは、特別設備承認覚書（第5号様式）に仕様書及び図面等を添えて区長に提出しなければならない。

(使用承認の取消し等)

**第7条** 区長は、条例第13条の規定により使用承認の取消し又は使用の停止若しくは制限をしたときは、使用承認取消等通知書（第6号様式）により使用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(使用者の義務)

**第8条** 施設の使用者又は入館者は、条例及びこの規則で規定するもののほか、区長の指示に従わなければならない。

(委任)

**第9条** この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この規則の施行日以後の産業ホールの使用に係る使用の承認その他の使用に関する手続については、施行日前に行うことができる。

付 則（平成19年 9 月10日規則第70号）

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 5 号様式（第 6 条関係）

第 6 号様式（第 7 条関係）